

万里小路惟房書写本『年中行事秘抄』について

佐藤 健太郎

はじめに

鎌倉時代初期に成立したとされる『年中行事秘抄』は、仁和元年に藤原基経が光孝天皇に献上した年中行事御障子に書かれた項目について様々な典籍を用いて先例を示した年中行事書である。『年中行事秘抄』の写本は、『国書総目録』・『古典総合目録』によると、五〇本近く確認され、『年中行事秘抄』の写本系統の分類については、山本昌治氏によってなされている^①。

しかし、前田育徳会尊経閣文庫所蔵本（以下、尊経閣本とする。）と大東急記念文庫所蔵本（以下、大東急本とする。）がどのような関係にあるかも明らかにされていないことからわかるように、『年中行事秘抄』の写本系統の調査はいまだ不十分な状況にあるといえる。本稿では、従来その価値が低いとされてきた宮内庁書陵部所蔵鷹司家本・伏見宮家本・松岡本、東京大学国文学研究室所蔵本居文庫本、無窮会図書館所蔵神習文庫本、関西大学総合図書館所蔵岩崎美隆本を改めて調査し、この六本の祖本と思われる天文二十年（一五五一）の万里小路惟房書写本が天理図書館吉田文庫に所蔵されていることが確認できたので、以上の六本に万里小路本を加えた七本（以下、この七本の写本を万里小路本系とする。）

の書写過程及び万里小路本の内容を検討し、万里小路本系写本の価値を再検討したい。

第一章 『年中行事秘抄』の写本系統について

『年中行事秘抄』の写本系統に関する研究を概観しておく。『図書寮典籍解題』続歴史篇は、宮内庁書陵部に所蔵される葉室頼孝書写本（以下、葉室本とする。）の書誌的な説明を加え、その他の写本として鷹司家本などを紹介する^②。『群書解題』では、宮内庁書陵部・内閣文庫などに所蔵される写本の祖本が建武元年の葉室長光書写本であることを指摘する^③。

山本昌治氏は、約五〇本の『年中行事秘抄』の写本を（１）延応元年系本（２）建武元年系本に整理された^④。山本氏は、（１）延応元年系本に属す尊経閣本の奥書に考察を加えられ、奥書の内容から、延応元年（一二三九）に中原師元が校合した本を延応元年本甲とし、寛元三年（一二四四）の記事がみえる現存本を延応元年本乙とされ、延応元年本甲をもとに大々的な書き加え・整理を行ったものが建武元年系本であるという見解を示された。

所功氏も尊経閣本の奥書に検討を加えられて、尊経閣本の伝来に中原家が大きく関わっていたことを指摘された^⑤。また、所氏は尊経閣本と

(2) 建武元年系本に属す群書類従本にみえる項目などを比較され、中原師遠・師元父子が編成・補訂したものを書写する段階で、おもに師高・師世らが加筆したものが尊経閣本であり、師尚・師光らが加筆したものが群書類従本であると述べられた。

山本氏・所氏の研究によって『年中行事秘抄』の成立を考える上で尊経閣本の重要性が明らかとなったが、尊経閣本が属す(1)延応元年系本の写本は、(A)尊経閣本(B)大東急本(C)万里小路本(D)鷹司家本(E)伏見宮家本(F)松岡本(G)本居本(H)神習本(I)岩崎本の九本が確認される。

次に(B)大東急本をみておく。山本氏は大東急本を建武元年系本に属す写本とされているが、『江家年中行事』と大東急本『年中行事秘抄』との関係を検討された西本昌弘氏は、大東急本を「基本的には延応元年系本に連なる写本であるが、鎌倉初期に遡る古写本で、延応元年系本の一祖本ともみなしうるものである。」と評価された^⑧。大東急本は、尊経閣本よりも古い様相を伝えており、大東急本の価値は高いと思われるが、鎌倉初期の古写本である大東急本には、その伝来を伝える奥書がなく、室町時代後期の吉田兼右の識語がみえるのみで、兼右が本書を所有する以前の伝来状況は明らかでない。

その重要性が指摘された(A)尊経閣本(B)大東急本以外にも、(1)延応元年系本に属す写本として(C)と(H)の七本があるが、山本氏は(D)と(H)の六本については、「いずれも善本とは言ひ難く、底本の文字不鮮明な点を補ふ以外に何ら役立たないものである」と述べられた。また、天理図書館吉田文庫に所蔵される(C)万里小路惟房書写本

は、(D)と(I)の祖本の可能性が高い。山本氏が、延応元年系本に属す写本のうち(D)と(H)の写本は良質な写本ではないと指摘された結果、今までの研究ではこの七本の写本についてほとんどその伝来及び価値について考察されていない。以下では、(C)万里小路本・(D)鷹司家本の奥書を中心に考えていきたい。

(C)天理図書館所蔵吉田文庫本『年中行事秘抄』(吉三二八・七)

冊子本。茶色表紙に「年中行事秘抄 大外記伝来」と書いた白題箋が付され、表紙右上には「壁」と朱筆で大書されている。墨付は奥書を含むと三一丁であり、料紙の法量は縦二七・七cm前後、横二一・四cm前後である。本文には朱筆で合点が付されている。本文の近くに本文とは異なる筆勢で記事が書き加えられている箇所が多くあり、書き加えられた記事の前には朱筆で○が付されている。本文の後に、尊経閣本と同様の奥書載せる。その後に中原氏系図・「節日由緒」・「荷前事」・「内侍所事」を載せる。次に「結政刻限事」・「廃朝廃務差別事」・「廃朝諸司政如常但天子不臨御云々」・「節会刻限事」などを載せる。この後に次のような奥書がある。

右一冊以或人秘本先年書写之、(奥之方聊書残之、)其後不終書功、
今求他本令全部者也、首書注尺等同加之、洞院本歟、勘物之趣分明
也、不及一校之間、重可令修治而已、

天文廿曆八月十四日 権大納言藤原(花押)(印)

奥書によると、権大納言藤原(万里小路)惟房は先年に「或人秘本」を書写したが、奥の方を書き残したという。その後、惟房は「他本」を求めて、「他本」にみられる首書・注釈などを書き加えた。また、惟房は

「他本」の勘物からみてこの本が洞院家に所蔵される本ではないかと考え、天文二十年（一五五二）八月十四日に書写し終えている。

万里小路惟房は、永正十年（一五一一）に内大臣万里小路秀房の子として生まれ、元龜四年（一五七四）六月九日に内大臣に昇進し、当日に薨去し、崇恩院文溪と法諡を贈られた。『公卿補任』によると、惟房が権大納言であつた時期は天文十九年（一五五〇）十二月二三日から弘治二年（一五五六）三月七日の期間と永祿二年（一五五九）十二月二日から元龜四年（一五七三）六月九日の期間であるので、奥書が書かれた天文二十年において惟房が権大納言であることに矛盾はない。

(D) 宮内庁書陵部所蔵鷹司家本『年中行事秘抄』（函号二六六・六七六）

冊子本。渋引表紙の左上に「年中行事」と書す。墨付は奥書を含めて三二丁であり、料紙の法量は縦二七・四cm前後、横二〇cm前後である。鷹司家本は万里小路本の忠実な写本であり、万里小路本の天文二十年の奥書を載せた後に次の二つの奥書を載せる。

(奥書a)

這一冊以 崇恩院殿真跡令書写之、

可家伝之処、賀茂氏人右京権大夫清茂

縣主令取持、(自中務卿邦永親王賜之云々、) 雖令懇

望急不領掌、(省子細、) 得節又申試、至

子孫不可忘者也、

享保三年十一月日

権中納言藤原(花押写)

(奥書b)

此年中行事一冊、以奥書考之處、中家外記

家所蔵者也、至其勘物者、恐是師世所書加之乎、甚

以巨細、且内大臣惟房公求得、遂謄寫校合、最

可謂全備具、予一日請彼末孫前権大納言植房

卿馳禿筆令一校了、深可納遂筐耳、

于時寛延第二曆仲夏初三 藤

奥書aによると、権中納言藤原(万里小路)尚房は、賀茂清茂から崇恩院殿(万里小路惟房)書写本を借り受けて書写し終えた後に、尚房は、惟房書写本は本来万里小路家に伝来すべきであるので、当家に返却してほしいと清茂に懇望したが、惟房書写本を中務卿伏見宮邦永親王から下賜されて所有していた清茂は、尚房の返却要求を断つた。尚房は、清茂との間で返還交渉を行ったことを子孫に書き残している。

右の奥書から万里小路本は、天文二十年（一五五二）に惟房によつて書写された後に、時期は不明だが、万里小路家から離れ伏見宮家に所蔵されていたことがわかる。その後伏見宮邦永親王から伏見宮に仕えていた賀茂清茂^⑥に下賜され、享保三年（一七一八）には万里小路本は賀茂家に所蔵されていた。また、万里小路本には「田中勘兵衛」と書かれた付箋が夾まれていることから幕末には田中教忠が所蔵し、「宝玲文庫」の印が万里小路本に付されていることから、近代ではイギリス人蒐集家フランク・ホーレーが所蔵していたことがわかる。戦後、天理図書館に所蔵された。

奥書bによると、寛延二年（一七四九）に藤原某氏（鷹司輔平か）は、前権大納言万里小路植房から享保三年書写本を借り受けて書写した。藤原某氏は、今まで書かれてきた奥書を見て、この本が中原家に伝来し、巨細な勘物は中原師世によつて書かれたもので、内大臣万里小路惟房が謄写・校合して全備具せしめた本であると考えている。

残り五本の写本については簡単に紹介しておく。3伏見宮家本は、万里小路本の忠実な写本であり、朱筆での○も写している。4松岡本は、万里小路本に付された○を全て省略する。5本居本・6神習本は、両本の本文の位置・誤字などが一致する。近い書写関係にある可能性が高い。7岩崎本は、万里小路本にみられる頭書・傍書を項目よりも二字下げて記載する特徴を有する。

万里小路本系写本七本のうち万里小路本以外は、いずれも江戸時代の書写本である。このことが万里小路本系に対する評価を低くした要因の一つと考えられるが、万里小路本の内容を検討すると、万里小路本は尊経閣本・大東急本の内容を考える上で有益な情報を提供してくれる写本であるように思われる。

第二章 万里小路本の内容とその価値

万里小路本の書写・伝来過程をみてきたが、万里小路本の内容とその価値を考えたい。

1 万里小路本の内容

万里小路本は、項目・勘物・頭書の様子から尊経閣本系をもとにした写本であるように思われる。その例として、尊経閣本・万里小路本の五

月二六日前後を並べて引用する。

【表1】尊経閣本と万里小路本の記事比較対照表(五月二六日の周辺)

尊経閣本	万里小路本
1	《○晦日伊勢斎王禊之事、》
2 ▲廿六日大樂大師忌日、	▲廿六日大樂大師忌日、
3 ▲同日惠亮和尚忌日、	▲同日惠亮和尚忌日、
4 撰吉日事、	撰吉日事、
5 主水司供水事、(式意、自四月一日可供之、而近代待仰始歟、)	主水司供水事、(式意、自四月一日可供之、而近代、待仰始歟、)
6 ▲清慎公、天禄元年五十八薨、七十、	▲清慎公、天禄元五十八薨、七十、
7 最勝講事、(五ヶ日、代始撰日次被行之、代始二ハ曆年中行事ニモ不付之、) 【最勝講間服者不可参内事、 天喜二年五月八日最勝講初右大臣、(大二)依重服不参入、(見二記) 康平五年二月八日最勝講第二日也、師重参房不参内依重服也、】	最勝講事、(五ヶ日、代始撰日次被行之、代始二ハ曆年中行事ニモ不付之、) 《○兼数日被定僧名、於御殿供行、公卿已下束帯、》
8 ▲九条殿、天徳四年五月四日薨、	▲九条殿、天徳四五四薨、
9 賑給事、(寅日及欠日不賑給云々、大臣等陣先定使、) 《此両字他本又有之差十二月事云々、猶不書、》	賑給事、(寅申日及坎日不賑給云々、○小野説云、賑給コフト讀之云々、大臣参陣、先定使、) 《此両字他本又有之差十二月事々、猶不書、》 ▼○天曆五年六月十九日、東西京條々、分使賑恤如常云々、然則給字コウト可讀歟、
10 ▲粟田殿、長徳元年五月廿八日薨、卅五、	▲粟田殿、長徳元五廿八薨、卅五、

【凡例】

- (1) 〈 〉内は細字割書、《 》内は傍書、【 】内は裏書、▲は頭書、▼は脚書であることを示し
- (2) ○は万里小路本に朱筆の○が付されていることを示した。
- (3) 相違点は太字で示した。

表1をみると、尊経閣本と万里小路本の勘物は一部一致しないが、項目については、「〇晦日伊勢斎王禊之事」を除くと全て一致する。

万里小路本が尊経閣本系に影響を受けていたことを示すのが、頭書部分の記載である。尊経閣本の五月末には九条殿〔藤原師輔〕・清慎公〔藤原実頼〕・栗田殿〔藤原道兼〕の忌日が列挙されている。三人の忌日のうち、清慎公と栗田殿には享年が載せられているが、九条殿には享年が載せられていないという記述の違いがある。この部分には五月末に関する内容が載せられることから考えれば、五月四日に薨去した九条殿や一八日に薨去した清慎公の忌日をここに置くのは適当とは思われない。また、栗田殿である藤原道兼が薨じたのは長徳元年（九九五）五月八日であり（『日本紀略』）、尊経閣本が二八日を忌日としたのは誤りである。

五月末の忌日に関して尊経閣本には以上の特徴を見いだすことができるが、表1をみると万里小路本は尊経閣本の特徴を具備していることが確認できる。したがって、万里小路本は尊経閣本系をもとにした写本であるともみてよいと思う。

しかし、山本氏は万里小路本系に対して、

これはさして善本であるとは言ひ難く、先の「延応元年本乙」（＝尊経閣本。括弧内は筆者。）を忠実に書写したものでない。特にひどい点を指摘すれば、「延応元年本乙」の裏書が殆ど書写されてゐないばかりか、その本になく、建武元年系本に見える記事を混入してゐることである。

と述べられており、万里小路本系写本への山本氏の評価は低い。以上の山本氏の根拠を整理すると、①万里小路本は尊経閣本の裏書部分をほと

んど書写していない②万里小路本には建武元年系本の記事が混入されている、の二点にまとめることができよう。

①についてみると、万里小路本において尊経閣本の裏書部分を書写しているのは、中原氏系図・「節日由緒」・「荷前事」・「内侍所事」である。万里小路本にみられる尊経閣本の裏書部分と尊経閣本の裏書部分を並べたのが、表2である。表2をみると、万里小路本の記載順序は尊経閣本の裏書部分の記載順序に一致しており、惟房が尊経閣本の裏書部分のなかから必要な部分のみを抜書したものではないと思われる。このことは、万里小路本の奥書に「右一冊以或人秘本先年書写之、（奥之方聊書残之）」とあることに関連する。万里小路本をみると、万里小路本は卷子本である尊経閣本の表書部分を書写しているが、裏書部分をほとんど有していないことがわかる。万里小路惟房が述べる「奥之方聊書残之」とは、惟房が卷子本と想定される親本の表書を書写し終えた後に、卷子本を裏返して裏書を書き始めたが、「内侍所事」で書き止めたと理解される。なぜ、惟房が「奥之方」（尊経閣本裏書部分）を書写しなかったかについては不明であるが、万里小路本系の祖本である万里小路本自体が尊経閣本の裏書を有していないのであるから、このことをもって万里小路本系写本の価値を全て否定する必要はないように思われる。

②についてはどうであろうか。山本氏が指摘されたように、建武元年系本の記事が万里小路本に混入していることが確認されれば万里小路本系写本の価値はあまりなく、尊経閣本の文字の誤字・逸脱などをただす際に用いるしか価値がないように思われる。

そこで、尊経閣本と万里小路本を比較すると、山本氏の指摘通り一致

【表2】大東急本・尊経閣本・万里小路本の記事比較対照表(大東急本・尊経閣本の裏書部分)

	大東急本	尊経閣本	万里小路本
1	【口傳、…】		
2	【神祇合…】		
3			
4	【節日由緒、】	【中原氏系図】	中原氏系図
5	【大寒日夜半諸門立牛童子像事、】	【節日由緒、】	節日由緒、
6	【内侍所事、】	※10参照。	※10参照。
7	【荷前事、】	【荷前事、】	荷前事
8	【▼有閏月年荷前例】	【有閏十二月年荷前例、】	有閏十二月年荷前例、
9	【荷前間事、】	【荷前間事、】	荷前間事、
10	<p>【内侍所事、】 帝王冠巾、子左右有穴、是内侍所御同殿之時、主上夜不能出冠給、御賑之時御冠屢落、仍以挿頭花自巾子穴通御鬢也、 垂仁天皇世始御別殿、故院被仰云、内侍所神鏡、昔飛上欲上天、女官懸唐衣、奉引留、是依此緣女官所守護也、 内侍所者神鏡也、本与主上御同殿、故院被仰云、依此緣女官所守護也、 天德燒亡、飛出著御南殿前櫻、小野宮大臣驚稱、神鏡下入其袖、 寛弘燒亡始焼給、雖陰圓規不闕諸道進勸文被立伊勢公卿勅使、(行成卿、)宸筆宣命始於此、 長久燒亡、件夜以少納言經信為使奉出、女官誤先出大刀、次欲奉出神鏡之處、火已滅不可救、後朝灰有光集之入唐櫃、此度京極殿之中池ヲハ被掘也、神鏡ノ跡ヲ為不令踏人也、自一采院御時始十二月有神樂、代始册合御供(内蔵寮)、毎月一日被奉例御供廿合、大盤所紙二帖、内蔵寮絹五十疋、為定幣料串八筋、黒漆平文也、】</p>	<p>【内侍所事、】 内侍所者神鏡也、本与主上御同殿、故院被仰云、内侍所神鏡、昔飛上欲上天、女官懸唐衣奉引留、依此緣女官所守護也、 天德燒亡、飛出著御南殿前櫻、小野宮大臣驚稱、神鏡下入其袖、 寛弘燒亡始焼給、雖陰圓規不闕諸道進勸文被立伊勢公卿勅使、(行成卿、)宸筆宣命始於此、 長久燒亡、件夜以少納言經信為使奉出、女官誤先出大刀、次欲奉出神鏡之處、火已滅不可救、後朝灰有光集之入唐櫃、此度京極殿之中池ヲハ被掘也、神鏡ノ跡ヲ為不令踏人也、自一采院御時始十二月有神樂、代始册合御供(内蔵寮)、毎月一日被奉納御供廿合、大盤所紙二帖、内蔵寮絹五十疋、為定幣料串八筋、黒漆平文也、 天應元年七月十三日戌刻、内侍所温明殿還御後涼殿、斎辛櫃、(自往古号之、神明在内侍所、相傳云、伊勢太神之分身也、)細槽五合、(大刀契櫃在此中、)此間大雨如沃、以塘事之女官祈申之、 抑今奉以後、異不絶、依占筮、天皇遣常寧殿可還御綾綺殿、件温明殿可加修理、仍内侍所遷御、】</p>	<p>【内侍所事、】 内侍所者神鏡也、本与主上御同殿、故院被仰云、内侍所神鏡、昔飛上欲上天、女官懸唐衣奉引留、依此緣女官所守護也、 天德燒亡、飛出著御南殿前櫻、小野宮大臣驚稱、神鏡下入其袖、 寛弘燒亡始焼給、雖陰圓規不闕諸道進勸文被立伊勢公卿勅使、(行成卿、)宸筆宣命始於此、 長久燒亡、件夜以少納言經信為使奉出、女官誤先出大刀、次欲奉出神鏡之處、火已滅不可救、後朝灰有光集之入唐櫃、此度京極殿之中池ヲハ被掘也、神鏡ノ跡ヲ為不令踏人也、自一采院御時始十二月有神樂、代始册合御供(内蔵寮)、毎月一日被奉例御供廿合、大盤所紙二帖、内蔵寮絹五十疋、為定幣料幣串八筋、黒漆平文也、】</p>
11	【追儼刻限事、】		
12			

(注)10以外は項目名のみ引用し、10のみ大東急本・尊経閣本・万里小路本の全文を引用した。但し大東急本の「内侍所事」は、本来6に置くが、比較対照の為に10に置いた。

しない項目・勘物・頭書があり、五十箇所近く確認される。山本氏の指摘によると、これらの記事は建武元年系本からの混入となる。しかし、建武元年系本の写本である葉室本によつて尊経閣本と万里小路本が一致しない項目・勘物・頭書を比較すると、これらの項目・勘物・頭書は葉室本の項目・勘物・頭書に一致しない。それでは、これらの項目はどういう意味を持つのであろうか。そのことを考えるために〔項目〕・〔勘物〕・〔頭書〕を大東急本・尊経閣本・万里小路本・葉室本によつて比較検討したい。(注 ○は朱筆での○を付していることを意味する。)

〔項目A〕 正月「四日国忌事」・「法性寺御八講事」

〔大東急本〕

四日国忌事、(廃務、太皇太后穩子、東寺、依嘉承三年六月日詔止、件国忌被省除了、)

〔尊経閣本〕

法性寺御八講事、(四日、講師八人、聴衆十六人、)

〔万里小路本〕

《○四日国忌事、廃務、太皇太后穩子、東寺、依嘉承三年六月日詔止、件国忌被省除了、》

法性寺御八講始事、(四日、講師八人、聴衆十六人、)

〔葉室本〕

法性寺御八講始事、

講師八人、聴衆十六人、

初年於弘徽殿行之、

天曆元年正月四日大后登遐也、仍天皇染宸筆奉書法華經於弘徽殿有

御八講、其後移彼寺永為年事、後院司等行事、近例歟、

藤原穩子の国忌に関する項目であるが、万里小路本はまず「法性寺御八講始事」を書き、○を付して「四日国忌事」と傍書する。○を付した記事は大東急本の記事に一致し、○を付していない「法性寺御八講始事」は尊経閣本の記事に一致する。

〔項目B〕 正月撰吉日事「外記所宛事」

〔大東急本〕

外記所宛事、

〔尊経閣本〕 ↓記述なし

〔万里小路本〕

《○外記所宛事、》

〔葉室本〕 ↓記述なし

「外記所宛事」が確認されるのは、万里小路本と大東急本のみで、尊経閣本・葉室本には確認されない。万里小路本は、○を付して「外記所宛事」と書き入れる。

〔勘物A〕 正月「十一日除目事」

〔大東急本〕

十一日除目、(祭酒注如此、)

〔尊経閣本〕

除目事、(近代、或撰吉日行之、)

〔万里小路本〕

除目事、(近代、或撰吉日行之、)

《○祭酒注如此、》

【葉室本】

除目事、

三今日、避御衰日并執柄衰日、

十一日除目事、

日本紀云、(後略)

「除目事」は大東急本以外の三本にみられる。ただし葉室本は「十一日除目事」としながらも「撰吉日事」に置く。このことは尊経閣本に「近代、或撰吉日行之」とあることに一致する。万里小路本は「除目事、(近代、或撰吉日行之、)」と書した後に、○を付して「祭酒注如此、」と傍書する。

【勘物B】 正月 二日供御薬事】

【大東急本】

供御薬事、(平旦、始自今日三今日供之、所司供屠蘇白散是也、殿上人勤後取、束帯、元日四位、二日五位、三日六位、毎日一人也、寅剋、官人率薬生就井出薬、或其日味旦、)、屠蘇白散御酒云々、

【尊経閣本】

供御薬事、(平旦、始自今日三ヶ日供之、)

【万里小路本】

供御薬事、(平旦、始自今日三ヶ日供之、) 《○所司供屠蘇白散是也、》

《○殿上人勤後取、束帯、元日四位、二日五位、三日六位、毎日一人也、寅剋、官人率薬生就井出薬、或其日味旦、)、屠蘇白散御酒云々、》

【葉室本】

供御薬事、(平旦、始自今日三今日供之、)

童女求未嫁之者用之、後取用大飲人、(元日四位、二日五位、三日六位、)

屠蘇白散事、

金谷云、一人飲、一家無病、一人飲、一里無病、

「供御薬事、(平旦、始自今日三今日供之、)」は諸書に共通してみられる。万里小路本の○が付された勘物は尊経閣本にはなく、葉室本も異なる勘物を載せている。万里小路本の○が付された勘物と一致するのは、大東急本の勘物のみである。

【頭書A】 六月「十二日高松院崩」・「十二日高松院御非常」

【大東急本】

十二日高松院御非常、

【尊経閣本】

十二日高松院崩、

【万里小路本】

《御非常イ、》

十二日高松院崩、

【葉室本】 ↓記述なし

葉室本には高松院崩御に関する記事がみられないが、大東急本・尊経閣本・万里小路本にみられる。万里小路本はまず「高松院崩」と書した後に「御非常イ」と傍書している。万里小路本の「御非常イ」は、大東急本系の頭書を書き入れたものと考えられる。

〔頭書B〕六月「十五日一条院御国忌」

〔大東急本〕

十五日、件日一条院御国忌也、

〔尊経閣本〕↓記述なし

〔万里小路本〕

十五日、件日一条院御国忌也、

〔葉室本〕 ↓記述なし

大東急本と万里小路本は同文であり、尊経閣本・葉室本には大東急本・万里小路本の頭書に一致する部分はなく、尊経閣本の本文では「十二日円教寺御八講始事、(四日、一条院御国忌、寛弘八年六月廿二日崩、卅二、)」とみえる。大東急本・万里小路本の頭書と尊経閣本などの本文では一条天皇の国忌は異なっている。

『日本紀略』によると、一条天皇は寛弘八年(一〇一一)五月頃から体調を崩し、六月十三日に東宮居貞親王に譲位し、その後も体調は回復せず、六月十九日に出家し、六月二十二日に一条院において崩御した。したがって、一条天皇の国忌は六月二十二日であり、尊経閣本・万里小路本・葉室本の本文では、六月二十二日に「円教寺御八講始事」を立項する。ところで、大東急本・万里小路本の頭書が一条天皇の国忌とした十五日に関しては、『御堂関白記』寛弘八年六月十五日条に「御惱重、時太波事を被仰、」とみえ、一条上皇が御惱のために讒言を話したとあることから、一条上皇の生存が確認される。大東急本・万里小路本の頭書にみえる記事が何をもとに六月十五日を一条天皇の国忌とした理由は明らかではないが、他書と全く異なる記事を載せる大東急本と万里小路本に

は関連性があるといえよう。

以上、尊経閣本と万里小路本が一致しない項目・勘物・頭書を比較すると、万里小路本にはみえるが尊経閣本にはみえない項目・勘物・頭書などは大東急本に一致する。一方、万里小路本に建武元年系本の独自の記事が混入している例は確認できなかった。したがって、従来万里小路本系に建武元年系本の記事が混入していると考えられたのは誤りで、万里小路本系には大東急本系から記事を補入したものと考えるべきである。

ところで、万里小路本には朱筆で○を付して本文とはやや異なる筆勢で書かれた記事がある。先掲した諸本によるの比較から、○が付された記事が大東急本に一致することを示したが、それでは○が付された意味は何であろうか。そこで想起されるのが奥書にみえる万里小路本の書写過程である。惟房は、まず「或人秘本」を書写し、さらに「他本」を用いて首書・注釈を書き加えた。つまり、惟房は「他本」を用いて全部せしめた際に、新たに補入した首書・注釈について○を付して区別した可能性が高いように思われる。

また、万里小路本は尊経閣本の裏書部分を一部載せた後に「結政刻限事」などを載せるが、これは尊経閣本にはない部分であり、山本氏はこれも建武元年系本からの混入であると考えられている^⑧。表3は、大東急本・万里小路本・葉室本の十二月行事の後に載せる項目を比較した表である。表をみると、万里小路本の「結政刻限事」以降の記載順序は建武元年系本の記載順序と全く異なっている。それらの記事が建武元年系本から万里小路本に混入されたとは考えにくい。一方、大東急本にも「結政刻限事」以下の記事があり、両本を比較すると、万里小路本の「結政

刻限事」以下の記載順序は大東急本の記載順序に一致する。この部分も万里小路惟房が大東急本系から書写した部分と考えられる。

以上の考察の結果により、万里小路本の価値が低いとする山本氏の論拠は不確実なものであるといえよう。したがって、万里小路本系の価値を再評価できる余地は残されていると思われる。

2 万里小路本の価値

万里小路本の内容を検討した結果、万里小路本は①大東急本系②尊経閣本系を取り合わせた写本であることを述べた。奥書によると、万里小路惟房は「或人秘本」を初めに書写したとある。万里小路本の本文から朱筆で○を付した補入部分を取り除いてゆくと、万里小路本の項目・勘物・頭書は尊経閣本の項目・勘物・頭書に一致する。惟房がまず最初に書写した「或人秘本」は尊経閣本系の写本であったと考えられる。

また、万里小路本の補入部分には○が付されているが、○を付した記事は大東急本の記事に一致する。○を付した目的は惟房が「他本」からの補入した記事であることを示すためであり、惟房が補訂のために用いた「他本」は大東急本系に属す写本であったと思われる。奥書によると、惟房は「他本」に載せられた勘物から、「他本」を洞院家に所蔵されている本ではないかと推測している。惟房の推測が正しければ、その大東急本系の『年中行事秘抄』が天文二十年頃の洞院家に伝存していたことになる。

万里小路本は、万里小路惟房が尊経閣本系写本「或人秘本」と大東急本系「他本」を書き写したことによって両内容を全備した本であることから、万里小路本は尊経閣本の虫損・破損箇所を補うことや大東急本

の頭書部分にみえる翰曆注などで位置の不明な箇所を確定することのできる有益な写本である。

万里小路本の伝来は、万里小路本の奥書・付箋・所蔵印、鷹司宗本の奥書によって明らかになる。天文二十年の万里小路惟房書写本は、万里小路家を離れ享保三年以前には伏見宮家に所蔵され、その後は賀茂清茂・田中教忠・フランク・ホーレーが所有し、戦後、天理図書館に所蔵される。万里小路本の伝来は、万里小路本の奥書・付箋・所蔵印、鷹司家本の奥書によって明らかにできる。万里小路本は、伝来過程が詳しくたどれる点でも重要である。

おわりに

以上、『年中行事秘抄』の写本系統のなかで万里小路本系の占める位置を考えてきたが、その要点をまとめると次のようになる。

(一)万里小路本は、①大東急本系と②尊経閣本系の取り合わせた写本である。本文と補入部分の筆勢の違いなどから補入部分を取り除くと、本文は尊経閣本と一致する。このことから万里小路惟房が初めに書写した「或人秘本」は尊経閣本系の写本であったと考えられる。

(二)万里小路本の補入部分の大半には朱筆の○が付されており、本文との区別がされている。補入された記事は尊経閣本の記事とほとんど一致せず、従来これは建武元年系からの混入であるとされた。しかし、建武元年系写本である葉室本によって比較検討するとそれらの記事は葉室本とは一致せず、建武元年系からの混入であるとは認められない。これらの記事に一致する記事を有するのは大東急本であり、○を付した記事は大

東急本系からの補入であると思われる。これを惟房の書写過程で考えると、新たに「他本」から補入した部分に○を付した可能性がある。惟房が補訂に用いた「他本」は、大東急本系の写本であったと推測される。

(三)万里小路惟房が、「他本」に載せられた勘物などを見て、「他本」が洞院家に所蔵される写本であると推測したことから考えると、洞院家に伝存していた『年中行事秘抄』が良質な写本であると知られていたか、もしくは洞院家が所蔵する写生に独特な勘物があつた可能性がある。そして、惟房の推測が正しければ、天文二十年頃には洞院家に大東急本系の『年中行事秘抄』が伝存されていたと想定される。

(四)万里小路本は、天文二十年段階における尊経閣本及び大東急本の『年中行事秘抄』の形態を伝えている。万里小路本によつて、尊経閣本の破損・虫損箇所を補うことができ、大東急本に対しては頭書部分にみえる翰曆注などで一部位置の不明な箇所があるが、万里小路本によつてそれを確定することができると思われる。

万里小路本系写本の多くは、江戸時代の書写本であるためにその価値は低く見積もられているが、天理図書館にこれらの写本の祖本である万里小路惟房書写本が伝存していることが確かめられたことによつて、従来の評価には再検討の余地があることを述べた。万里小路本系写本が尊経閣本や大東急本を考える上で有益な情報を与える写本であると再評価できるように思われる。

①山本昌治「年中行事秘抄の写本」(『大阪私立短期大学研究報告集』二一、一九七八年)。

②宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』続歴史篇(養徳社、一九五二年)。

③統群書類従完成会編『群書類解題』第六、(岩橋小弥太氏執筆)

④山本昌治(一)論文。

⑤所功「『年中行事秘抄』の成立」(『日本歴史』四三七、一九八四年。のちに『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年に再録)。所氏は、尊経閣本の伝来のなかで延応元年系本その他の写本として万里小路本以外の六本を挙げられているが、それらの写本に対する評価については言及されていない(六七頁)。

⑥尊経閣本は、『尊経閣叢刊年中行事秘抄』(育徳財団、一九三二年)に、大東急本は、『江家年中行事』と大東急記念文庫本『年中行事秘抄』の記事比較対照表(西本昌弘『古写本による年中行事書の比較研究』(科学研究費補助金研究成果報告書)に依拠した)。

⑦山本氏は大東急本を建武元年系本に属す写本とされるが(山本昌治「校訂年中行事秘抄(五)」(『大阪青山短期大学研究紀要』一二、一九八五年)、大東急本の内容からみて、大東急本は建武元年系本に属す写本ではない)。

⑧西本昌弘『江家年中行事』と『年中行事秘抄』——大江匡房原撰本の展開過程——(科学研究費補助金研究成果報告書『古写本による年中行事書の比較研究』、二〇〇三年)六頁。

⑨児玉幸多「賀茂清茂伝」(『歴史地理』七〇—六、一九三七年)。

⑩山本昌治論文(一)六頁。

⑩山本氏は、当該箇所以外にも万里小路本にみえる五月五日「内匠寮進瓜刀事」が尊経閣本にみえないことから、建武元年系から混入したものと指摘されている。しかし、大東急本に「内匠寮進瓜刀事」があること確認され、万里小路本は、「○内匠寮進瓜刀事」と傍書していることからみて、この項目も大東急本から補入されたと考えられる。

付記

本稿の構想は関西大学総合図書館所蔵岩崎美隆本を調査したことに始まる。本稿の基礎となる写本調査については、関西大学総合図書館をはじめ宮内庁書陵部・天理図書館・東京大学文学部国文学研究室・無窮会図書館の方々に特段のご高配を頂いた。記して謝意を述べたい。

【表3】大東急本・万里小路本・葉室本の記事比較対照表(結政刻限以下の項目配列)

	大東急本	万里小路本	葉室本
1			清涼殿行事、
2	※7参照。	※7参照。	諸祭刻限事、
3	結政刻限事、	結政刻限事、	
4	廢朝廢務差別事	廢朝廢務差別事、	
5	廢朝諸司政如常但天子不臨朝云々、	廢朝諸司政如常但天子不臨朝云々、	
6	節會刻限事、	節會刻限事、	
7	諸祭刻限事	諸祭刻限事、	※2参照。
8	可相定大中小祀其致齋散齋之間立忌 佛寺故者事之限事、	可相定大中小祀其致齋散齋之間立忌 佛寺故者事之限事、	可相定大中小祀其致祭散齋之間立忌 佛寺故者事之限事、
9			神祇令云、…
10			年月次新嘗祭為国家大事、
11			一所太神宮年中御祭式日、